

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

25期

## 激動の時代の司法修習 ～弁護士としての原点は実務修習にあり



会員 徳住 堅治 (25期)

大学3年生の5月に医学部に機動隊が導入された。それ以降キャンパスは騒然とした状態に陥り、卒業するまで授業をほとんど受けられなかった。勉強らしい勉強ができないまま、卒業日（昭和45年9月30日）と同じ日に司法試験に合格する僥倖を得た。

司法研修所入所（昭和46年4月）直前に、司法界も激動の時期を迎えていた。「宮本康昭裁判官の再任拒否」、「23期司法修習生の任官拒否」、「阪口徳雄修習生の罷免」という異常な事態が次々に起こっていた。「司法の危機」の訪れとともに、研修所は重苦しい雰囲気にも包まれていた。湯島新庁舎の第1期生だった。私は、青法協活動に積極的に携わっていたので、緊張した面持ちで入所式を迎えたことを覚えている。

実務修習は東京だった。どの修習でも大変アットホームで熱心に指導して頂いた。最初の修習は、東弁での弁護修習だった。東弁の弁護修習は極めて力が入っており、弁護士研修旅行・司法修習委員長宅でのパーティなど歓迎ムード一杯だった。奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所）にお世話になった。私の弁護士としての原点は、奥野法律事務所の教えにあると思っている。当時の所属弁護士は、5名だった。この度最高裁判事に就任された須藤正彦判事も、新人弁護士として所属されていた。所長の奥野彦六弁護士は、日本法制史の大家で、弁護士会会長などを歴任されていた。古武士然とした風格で、戦前弁護士活動で苦勞された話を何度となく聞かされ、平和と在野法曹精神の大切さを教えられた。修習担当は伊沢英造弁護士であった

が、実際の担当は奥野善彦弁護士（元整理回収機構社長）だった。初めて面倒をみる修習生として、善彦先生は気合が入っていた。依頼者に対しては常に謙虚で、そして最高の法的サービスを提供することを学んだ。事件処理も、ナナハンに乗ったようなスピード感があった。夜の修習も充実しており、高級店での飲食にたびたびお供した。先生の真似をしたいと今でも思っているが、なかなか出来ないでいる。

印象に残るのは、民裁修習である。民事25部で沖野威裁判官（名古屋高裁長官、東京都労委委員長を歴任）の教えを受けた。沖野裁判官は、「沖野判決」と呼ばれる判決があるように、当時既に労働裁判において名声を得ておられた。私は、労働弁護士になろうと当時決意しており、沖野裁判官の勧めで法学協会雑誌連載の小西國友「解雇の自由」の輪読会を友人と続けた。難解でほとんど理解できなかった。秋田犬がボメラニアンの名犬を絞殺した事件の損害賠償訴訟の判決起案を任されて、起案の多くの部分を採用して頂いた。珍しい事件だったので判決集にも掲載されており、今判決集を眺めると修習生冥利に尽きる思いがする。ただ、判決文中の「秋田犬は獠猛である」との記載部分が後日物議をかもし、「秋田犬協会から抗議を受けた」と沖野裁判官から聞かされて、内心忸怩たる思いをした。

司法の危機の嵐は吹き荒れていたが、実務修習では法律実務に勤しむことができ、法律家の原点を学び得た貴重な時間であった。